



# 新冠町出産・子育て応援給付金のご案内

妊娠・出産の届出後の面談等を通じて「出産・子育て応援給付金」（妊娠時5万円・出産時5万円）の支給を行います。

（国の「出産・子育て応援給付金事業」を活用）

## 《支給対象者》

【妊娠時】 令和4年4月以降に妊娠届出書を提出した妊婦の方

【出産時】 令和4年4月以降に出産し、児童を養育する方

## 《支給額》

【妊娠分】 妊婦1人当たり現金5万円

【出産分】 児童1人当たり現金5万円

※ 双子の場合、妊娠分5万円、出産分10万円となります。

※ 令和5年1月以前に出産した方は妊娠分・出産分を併せて支給します。

## 《ご案内時期》

妊娠届出・出産した時期	ご案内時期
令和4年4月1日～12月31日	令和5年2月上旬頃に案内文書及び申請書等を郵送します。
令和5年1月1日～1月31日	令和5年2月中旬頃までに案内文及び申請書等を郵送します。
令和5年2月1日～	妊娠届出時や出生届出時等にご案内します。

対象となる方には申請書等を送付します。  
裏面の手続き方法をご覧ください。

## 《注意》

他市町村において国の「出産・子育て応援交付金」に関する給付対象（クーポン等含む）対象となっている場合は、新冠町の給付金を受給することができません。

どちらか一方の市町村からの支給となります。



## 給付金の手続き方法

- ①妊娠及び出生後に申請書を新冠町へ提出します。
- ・妊娠時は、母子手帳交付時に申請書を提出して頂く予定です。
  - ・出産後は、新生児訪問時に申請書を提出して頂く予定です。
- ※今年度に限り、既に妊娠、出産された方には郵送にて個別案内致します。
- ※窓口又は返信用封筒を同封しますので、郵送のどちらかでご提出ください。
- ②要件として、妊娠届後及び出生届後それぞれにおいて、保健師等による面談やアンケートへの回答が要件となります。
- ※面談のタイミング
- ・妊娠分：妊娠届出時の面談
  - ・出産分：乳児家庭全戸訪問時の面談  
(出生後～4か月)
- ※今年度に限り、既に妊娠、出産された方は、改めて面談等を行いません。
- ※所得制限はありません。
- ③給付金の支給時期
- ・申請書の提出後、1か月程度でご記入いただいた銀行口座にお振込みします。
  - ・内容に不備等があると、確認のために振込みまでにお時間がかかる可能性があります。



## こんなときは？

- Q. 妊娠の届出、出生の届出の後、引っ越した場合はどうなりますか？  
A. 申請する時点でお住まいの市町村にご相談ください。
- Q. 里帰り出産の場合はどうなりますか？  
A. 住民票のある市町村から支給しますが、面談が必要となります。面談は里帰り先の市町村でも可能な場合がありますので住民票のある市町村にご相談ください。
- Q. DV被害等により避難していますが、どうなりますか？  
A. このような場合、住民票がなくても面談を実施して支給することが可能です。現にお住まいの市町村にご相談ください。



ご不明な点などは、以下までお問合せください。

【お問合せ先】

保健福祉課保健福祉グループ健康推進係

☎0146-47-2113

**「給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください。**

ご自宅などに市区町村の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、下記のお問合わせ先や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。